

令和6年第3回（6月）佐渡市議会定例会会議録（第1号）

令和6年6月14日（金）

議事日程（第1号）

令和6年6月14日（金）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第68号から議案第76号まで
- 第6 請願第1号、請願第2号、陳情第6号から陳情第10号まで
- 第7 発議案第9号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	村川拓人君	2番	川原茂君
3番	坂下真斗君	4番	栗山嘉男君
5番	佐々木ひとみ君	6番	平田和太龍君
7番	山本健二君	8番	林純一君
9番	佐藤定君	10番	中川健二君
11番	広瀬大海君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	坂下善英君	17番	中川直美君
18番	佐藤孝君	19番	近藤和義君
20番	室岡啓史君	21番	金田淳一君

欠席議員（1名）

16番	山本卓君
-----	------

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	教育長	香遠正浩君
総務部長	中川宏君	企画部長	石田友紀君
財務部長	平山栄祐君	市民生活部長	市橋法子君

社 会 福 祉 部 長	吉	川		明	君	地 域 振 興 部 長	岩	崎	洋	昭	君
農 林 水 産 部 長	中	川	克	典	君	観 光 振 興 部 長	小	林	大	吾	君
建 設 部 長	佐	々 木	雅	彦	君	教 育 次 長	鈴	木	健	一 郎	君
消 防 長	中	野	照	之	君	上 下 水 道 課 長	森	川	浩	行	君
両 津 病 院 部 長 管 理 課 長	高	野	慎	一	君						

事務局職員出席者

事 務 局 長	中	川	雅	史	君	事務局次長	齋	藤	壮	一	君
議 事 調 査 係 長	池		秀	和	君	議事調査係	余	湖	巳	和 寿	君

午前10時00分 開会・開議

○議長（金田淳一君） おはようございます。ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回（6月）佐渡市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日のデータは、お手元の端末により、佐渡市議会のフォルダーを開いて令和6年第3回（6月）のフォルダーの中、6月14日本会議（第1号）のフォルダーにアップされております。当該フォルダーの中には、議事日程等の議場配付資料、補正予算書、議員全員協議会の際に配付された議案・報告一覧及び本日の報告書、議案書、議案関係資料集、各予算書がアップされておりますので、御確認をお願いいたします。それでは、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（金田淳一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、2番、川原茂君及び4番、栗山嘉男君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（金田淳一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、佐藤孝君。

〔議会運営委員長 佐藤 孝君登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 孝君） おはようございます。去る6月11日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期及び会期日程について協議しましたので、御報告いたします。

会期については、本日から7月1日までの18日間とします。

会期日程については、お手元に配付した会期日程表を御覧ください。

本日は、諸般の報告、行政報告、議案の上程、質疑、常任委員会付託、請願、陳情の常任委員会付託を行った後、発議案の上程を行います。発議案は、会派設立に伴い、議会運営委員を1名増員するための委員会条例の一部改正であります。採決後、新たに追加選任される議会運営委員について議長から報告を行います。本会議散会后、先議案件等についての常任委員会を開催します。総務文教常任委員会の審査終了後、当該報告書を配付し、委員長質疑等を受け付けた後、議会運営委員会を開催します。時間については、審査の状況により判断し、後刻議会事務局からお知らせします。

17日は、午前10時から各派代表者会議、午後1時30分からは議会広報特別委員会を開催します。

18日は、午前10時から議会運営委員会、午後1時30分からは議会基本条例特別委員会を開催します。

19日から24日までが一般質問でございます。質問者は14人であります。

19日の一般質問終了後は、先議案件に係る常任委員長の報告等を行います。

21日の一般質問終了後は、議員全員協議会を開催し、追加上程する議案についての配付、説明を受け、24日の一般質問終了後に当該議案の追加上程等を行います。

25日から27日までが常任委員会審査であります。

28日は、午後3時に今定例会付託案件に係る常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑、討論を受け付けた後、午後4時を目途に議会運営委員会を開催します。

7月1日が最終日であります。午後1時30分から委員長報告、議案の採決等、今期定例会最終日の議事を行います。

会期日程については以上であります。

○議長（金田淳一君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から7月1日までの18日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は18日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（金田淳一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（金田淳一君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） おはようございます。それでは、令和6年第3回（6月）佐渡市議会定例会に当たりまして、令和6年第1回（2月）佐渡市議会定例会後の報告案件について御報告申し上げます。

まず、今定例会における報告事件についてです。報告第3号から報告第6号までにつきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第7号 令和5年度佐渡市一般会計継続費繰越計算書については、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

続きまして、報告第8号 令和5年度佐渡市一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。さきの議会で議決いただいた事業ごとの繰越額が確定したもので、繰越額は42億9,574万8,000円となります。主な内容としては、能登半島地震に伴う災害復旧事業、全国的な需要急増により電線ケーブルの調達が困難となったゼロカーボンアイランド推進事業などを繰越するものでございます。

続きまして、報告第9号 令和5年度佐渡市一般会計事故繰越し繰越計算書については、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。内容としましては、能登半島地震の影響などにより想定外の日数を要した市道修繕事業、老人福祉施設整備事業を事故繰越するものでございます。

続きまして、報告第10号 令和5年度佐渡市病院事業会計継続費繰越計算書については、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

続きまして、報告第11号 令和5年度佐渡市水道事業会計予算繰越計算書について、報告第12号 令和5年度佐渡市下水道事業会計予算繰越計算書については、地方公営企業法第26条第3項の規定により、建設改良に要する経費の繰越額を別紙のとおり報告するものでございます。主な内容は、他事業との工程調整や関係者などとの協議に不測の日数をしたことによる工期の変更などに伴い繰越すものでございます。

続きまして、報告第13号から報告第15号までにつきましては、佐渡市が出資する法人の経営状況の報告を行うものでございます。内容としましては、報告第13号では佐渡市土地開発公社について、報告第14号では一般社団法人佐渡観光交流機構について、報告第15号では一般財団法人佐渡文化財団について、それぞれ決算及び計画などに関する書類を提出するものでございます。

続きまして、2月定例会後の本市における主な出来事について行政報告をさせていただきます。

1、市役所本庁舎の完成について。昨年の新庁舎完成に続きまして、旧本庁舎の改修工事も完了し、5月7日から全面開庁させていただいております。5月29日には市役所本庁舎の竣工式を行い、議長をはじめ市議会議員の皆様から御出席いただき、盛会となりましたことを改めてお礼を申し上げます。6月2日には、市民の皆様から市役所に親しみを持っていただくことを目的に庁舎見学会を開催し、当日は多くの皆様から御来場いただきました。また、本庁舎の完成を記念して、市内の法人から御寄附いただきました、文化功労者であり、佐渡市名誉市民でもある宮田亮平先生が制作しました彫刻「シュプリングエン」の除幕式を5月20日、宮田亮平先生御夫妻をお招きして、本庁舎1階の多目的スペースで開催いたしました。この作品は、本庁舎の玄関ホールに展示してあります。このほかに、人間国宝であり、佐渡市名誉市民であります五代伊藤赤水氏の無名異焼の作品や故天野尚氏の写真、市橋太郎氏の絵画など、多くの美術品を展示しております。市民の皆様にご覧いただくとともに、今後も気軽に訪れたいような市役所づくりを進めていきたいと考えております。

2、重要伝統的建造物群保存地区の選定の答申について。去る5月17日に、国の文化審議会におきまして、佐渡市小木町伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区に選定すると文部科学大臣に答申をされました。今後官報による告示を経て、正式に選定されることとなります。今回の答申は、小木町の伝統的な町並みの価値が評価されたものであり、これまで地域の皆様が保全を行ってこられた体制、また国、新潟県、関係団体など、保存地区としての申請に当たり様々な形で御指導、御支援を賜りました多くの皆様のおかげでございます。深く感謝を申し上げるところでございます。新潟県内では、宿根木地区に次いで2例目となる重伝建地区となることから、金銀の積み出し港として整備され、北前船の寄港地として栄えた港町ならではの小木町の文化や歴史、町並みの素晴らしさを多くの来訪者の皆様にご存知いただくとともに、市民の皆様からこの町並みを誇りに思っただけのようさらなる保全と活用を進めてまいります。

3、「佐渡島の金山」の世界遺産登録に向けたイコモスの勧告について。報道などにより既に御承知のことと存じますが、6月6日、「佐渡島の金山」についてユネスコ世界遺産委員会の諮問機関であるイコモスから世界遺産登録を考慮するに値する価値があるということが明確に認められたところでございます。その上で、情報照会として価値をより明確にすること、また保護措置を強化するための追加情報の要請がございました。なお、昨年イコモスにおいて情報照会の勧告を受けた文化遺産につきましては、その後の世界遺産委員会において全て記載決議となっております。今回の勧告を真摯に受け止め、国や新潟県と連携をしながら、本年7月にインドで開催される世界遺産委員会において記載決議され、世界遺産に登録されることを目指し、変わらず全力で取り組んでまいります。議員の皆様におかれましても、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（金田淳一君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 議案第68号から議案第76号まで

○議長（金田淳一君） 日程第5、議案第68号から議案第76号までについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案の上程をさせていただきます。

議案第68号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和8年4月から新穂小学校と行谷小学校を統合するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第69号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について。本案は、佐渡市消防団中央方面隊に配備する消防ポンプ自動車について、5月17日に執行した入札の落札者と購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第70号 除雪機械購入契約の締結について。本案は、積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する特別措置法に指定された市道除雪路線に配備する除雪機械について、5月23日に執行した入札の落札者と購入契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

議案第71号 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。本案は、令和6年12月2日から被保険者証などが廃止されること及び広域連合の処理する事務を整理するため規約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第72号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ212万7,000円を追加するものでございます。補正内容は、児童生徒の通学支援経費を計上し、歳入では繰入金を増額計上するものでございます。

議案第73号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞ

れ1億499万4,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、世界遺産登録記念関係経費を計上するほか、タクシー自家用有償旅客運送実証調査事業費などを計上し、歳入では国庫支出金、市債、繰入金などを増額計上するものでございます。

議案第74号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ744万9,000円を増額するものでございます。主な補正内容は、令和6年12月2日の保険証廃止に伴うマイナンバーカードと保険証の一体化に向けたシステム改修及び加入者情報などの通知発送に係る経費を計上し、歳入では国庫支出金及び県支出金を増額計上するものでございます。

議案第75号 令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ299万9,000円を増額するものでございます。主な補正内容は、令和6年12月2日の保険証廃止に伴うマイナンバーカードと保険証の一体化に向けた加入者情報などの通知発送に係る経費を計上し、歳入では新潟県後期高齢者医療広域連合負担金を増額計上するものでございます。

議案第76号 令和6年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ4億2,020万円を減額するものでございます。主な補正内容は、すこやか両津の独立インフラ設備整備について、工事費の増額見込みに伴う継続費の変更及び事業実施期間の見直しに伴う継続費年割額の変更により、令和6年度の整備に要する経費を減額するものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） これより質疑に入ります。

議案第68号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） それでは、お尋ねをいたします。

新穂小学校と行谷小学校が統合するということで、何か新生の小学校にするとか、いろいろあるみたい聞くのですが、具体的にどういう中身になるのでしょうか。つまりいわゆる新穂小学校に行谷小学校が合併して、吸収合併みたいになるのか、その辺もうちょっと詳しく教えていただきたいのが1点です。

それと、もう一つ、以前も聞きましたが、令和8年でしょう。現在令和6年。令和6年、令和7年、この2年間を要する必要は一体何なのか。これが2つ目。

3つ目は、新穂ですから、平場ですから、通学の問題はあまり問題ないのだろうとは思いますが、大体統廃合のときには通学をどうするかというのが非常にめめるわけで、その辺は十分乾いているのか。そして、保護者の合意の上で出ているというのは間違いないとは思いますが、その辺を改めて伺っておきたいと思います。

○議長（金田淳一君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

まず、今回の統合の内容でございますけれども、令和8年4月に統合先は新穂小学校でございます。学校名は新穂小学校。校歌と校章を新しく制定するというので、吸収とか、そういった言葉はあまり使わずに、あくまで新しい学校ができるという形で行いたいということで合意したものでございます。

2点目でございますけれども、この時期にということかと思いますが、統合には多くの準備が必要に

なるということをございまして、これまでもおおむね2年間の準備期間のほうを設けてきたところでございます。今回も再編統合協議会のほうからも、早く準備に移るために速やかに準備に入れるよう今議会に上程してほしいというふうに要請も受けているところでございます。

続きまして、スクールバス、通学の関係でございますけれども、今回の統合により通学距離が長くなるという児童もいるというふうには承知してございます。基本的には、現行の基準も踏まえながら、新穂小学校でございますと南線沿いでもございます。議決後に速やかに教育委員会が中心となって、在籍している児童の保護者の方々の意見も踏まえながら、具体的には検討のほうを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 校歌を変える、新しくつくるのだということなのでしょうけれども、その辺について……地域の合意まで私要るとは言いませんけれども、やっぱり学校を地域でつくるという視点から見たときにそういうのは十分取れているのか。

それと、もう一つは2年間かかるのはいいのですが、私がいつも言うのだけれども、2年間の間はいろいろなことが起きる可能性もあるので、何も2年前に決める必要は私はない……後になって廃止というのもないわけではないけれども、2年間かかるからやらなければいけない、それは統合する前提でやっていけばいいのであって、令和8年ですから、令和7年度中に条例は、佐渡市の法令は変えればいいのではないかというのが私のいつもの考え方なのだけれども、その辺はどうなのでしょう。

それで、もう一回。改めて聞くのだが、校歌、校章を変えるような問題も含めて、その通学問題も含めて、ほとんど保護者との関係……2年ですから、今後学校に入る方もいらっしゃるわけだね。そういうことも含めて、十分議論の上でおおむね合意を得ているという理解でよろしいですか。

○議長（金田淳一君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

校歌と校章の件でございますが、これは再編統合協議会の中で合意のほうはしておりますが、具体的には議決した後に専門の部会を立ち上げて検討していきたいということを伺ってございます。2年の準備期間ということでございますが、やはり決定してから具体的な準備に移りたいという形でございます。実際に再編統合協議会のほうからも議会のほうに速やかに上程してほしいのだという形で要請も受けてございますので、今議会のほうに上程しているものでございます。

また、スクールバス等通学につきましても今後決まった後に専門部会、また教育委員会が中心となり、保護者の御意見も聞きながら、個別の児童に合ったものについて具体的な検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） そうすると、確認だけしておきます。以前学校統廃合の前期、後期があって、前期のほうに大分小学校、建て替えに関連して統廃合が進んだわけなのですが、そのときにはやはり保護者の合意、関係者の合意があって条例改正でした。今回の新穂の件に限っていうならば、関係者がそれを決めてもらわないと話合いができないということだから、逆のバージョンもあるという理解でよろしいですね。

○議長（金田淳一君） 香遠教育長。

○教育長（香遠正浩君） 校歌と校章を新しくすることについては、再編統合協議会で決めただけでなく、その後保護者や地域の皆様方にもお諮りをし、その結果、新しい学校をこの地域でつくっていくのだという、そういう思いで校歌、校章が新しくなることに決まったものであります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○教育長（香遠正浩君） 統合することに合意が取れたので上程しております。（下線部は265頁の発言訂正に基づき訂正済）

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第68号についての質疑を終了いたします。

議案第69号 消防ポンプ自動車購入契約の締結についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第69号についての質疑を終結いたします。

議案第70号 除雪機械購入契約の締結についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第70号についての質疑を終結いたします。

議案第71号 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第71号についての質疑を終結いたします。

議案第72号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての質疑に入ります。

本案は先議案件であります。本案の質疑は、歳入歳出一括して行います。

本案についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 先議案件で所管委員会でもありますので、所管委員会でも詳しくはやりますが、令和5年度においては8月31日付で事務連絡と称して連絡を出していますよね。今日あたりも朝から暑いのですが、そのときの学校への依頼事項としては低学年の下校時間の問題、保護者のお迎えの要請の問題、スクールバスや路線バスの弾力的な運用、そして教育委員会の協力の要請と、この4点で出しているかというふうに思うのですが、その辺は具体的にどうなるのが1つ。

それと、もう一つはこの予算額で具体的にはどのぐらいの生徒、児童が対象になって、どういうふうにするのかぐらいは、ちょっと委員会でやると見えないので、保護者には説明するのでしょうかけれども、もし今日テレビを見ている方がいれば学校がこんなふうになるのかということも分かるので、もうちょっと

詳しく教えていただきたい。昨年の事務連絡との関係も含めて。

○議長（金田淳一君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

まず今回の概要でございますが、今回熱中症対策ということでございまして、冬期間の場合と同じように夏の期間、具体的には夏期休業日の前後1か月間、ここについてもしっかり支援していこうという形で考えてございます。具体的には、大まかな人数でございますけれども、スクールバスにつきましては小学校ではおよそ40名程度が対象になるのではないかと、また中学校では五、六名が対象になるのではないかとということでございます。また、このほか定期券の交付であったり、遠距離のための補助金のほうもございますので、それぞれ対象になる方々に必要な額のほうを計上させていただいているところでございます。また、事務連絡の話がございましたが、事務連絡のほうも出して昨年度対処したところですけども、バスの話ですとか、とはいいいながらもなかなか判断も難しいというところも聞いていますので、今回バスについては予算のほうをしっかりと取って対応するというのもしてございますし、そのほかの注意事項につきましてもまた改めて学校のほうには事務連絡という形で注意事項のほうはしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） そうすると、中学生の場合、定期券を支給する要件というのがあるわけですね。

例えば何キロ以上だとかと。それは、具体的にどうなるのか。場合によると、さっきの学校統廃合ではありませんが、子供たちが少なくて、小学校と中学校が同じバスになって、スクールバスが結構空いているところもあるわけだよね。そういう場合は、定期券ではなくて、小学校と中学校というのは無理があるのかもしれないけれども、どうなるのか。スクールバスで小学校でいうならば、今乗っていない方も乗れるようなパターンも出てくるのかなというふうに思うのだけれども、その辺結構煩雑になるなというふうに思うのですが、その辺どうですか。

○議長（金田淳一君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

具体的な基準につきましては、通常小学校は4キロ以上、中学校で6キロ以上あれば通学のほうを支援していると。今回夏につきましても熱中症ということで半分の、小学校であれば2キロ以上、中学校であれば3キロ以上に該当する者については支援のほうをしていきたいということでございます。具体的には、今走っているスクールバスに新たに乗ることになる児童もおりますけれども、それにつきましてはまたそれぞれ希望等を取った上でどのバスに乗るのか、また新たに増便が必要なのか、その辺りも踏まえて、これから具体的に検討していくところでございます。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） そうすると、定められた距離の小学校4キロ、中学校6キロというのだけれども、その半分という基準はどこから出てきたのですか。暑いときには、やっぱり2キロは大変かなという気がするのだけれども。

○議長（金田淳一君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

2キロというところでございますけれども、これは冬期の支援も同じ基準になっていますので、冬期の支援に倣って今回半分のそれぞれ2キロ、3キロという形の基準に設定しているところでございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第72号についての質疑を終結いたします。

これより議案第73号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については分割して行います。

それでは、歳入に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑に入ります。

2款総務費及び3款民生費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 15ページの新モビリティサービス推進事業というのが434万円計上されています。

タクシー不足を補うためにということでしょうけれども、昔でいう白タクを許認可を与えて走らせるというふうな格好だと思いますが、どういう許認可にするのか、どのぐらいの規模、台数を認可させるのか、また2種免許は必要かどうか、その3点を伺います。

○議長（金田淳一君） 小林観光振興部長。

○観光振興部長（小林大吾君） 御説明させていただきます。

法に関しましては、道路運送法第78条第2号といったものを活用させていただくものでございます。

また、台数に関しましては現状では約10台程度を予定しているところでございます。

また、2種免許の有無なのですが、この道路運送法第78条第2号につきましては2種免許は必要としていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 10台程度ではタクシー不足を補う台数ではないと思いますが、取りあえず10台、10人の方に許認可を与えてやってみるという試験なのでしょうか。

それと、この10人なら10人の人たちはどのぐらいの期間で契約を結んでやるのかを教えてください。

○議長（金田淳一君） 小林観光振興部長。

○観光振興部長（小林大吾君） 御説明させていただきます。

まず、10台という部分につきましては今回は実証事業という形でございますので、今回実証させていただきまして、次回以降の課題とさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、ドライバーの契約につきましては、現在募集のほうをさせていただいておりますので、その後適宜

契約の業務に入っていくのですけれども、実際には7月26日から令和6年9月1日までの運行というふうになっております。

○議長（金田淳一君） 近藤和義君、3回目です。

○19番（近藤和義君） 随分以前の話になりますが、観光関係の仕事を私やっていたことがあるものですから申し上げますが、佐渡汽船の駐車場、タクシー乗り場の横にずっと20台ぐらい白タクが、当時取締りもなかったのので、待機をして、観光客を乗せて観光をさせていた時期が10年、15年ぐらいあったのです。これはアプリを使うという形になっていますが、具体的には観光客に対してタクシーはもう100%足りなくなるのですが、今もそうですが、どのような……例えば今私が申し上げたように、佐渡汽船に待機するのか、自宅待機でアプリでもって佐渡汽船まで走ったりするのか、それともホテルまで走ったりするのか、どういう形態になるのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 小林観光振興部長。

○観光振興部長（小林大吾君） 御説明させていただきます。

現在検討しているスキームとしましては、アプリを使ってお客様のほうにどこからどこまで行きたいかとある程度入力していただきまして、それがまずタクシー業者にデータが飛ぶというふうになっております。そのタクシー業者が配車できない場合に個人の、先ほどの一般ドライバーのほうにそのデータが行くというふうになっておりますので、どこで待機していただくかというところはございませんで、お客様からそのアプリの配車の依頼があった際に出動できる者が出動するといったことを想定しております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 民生費の関係で、歳入との関係もあったのですが、ページでいうと16、17ページの民生費の関係、1つはフードバンクの支援事業の補助金、これ歳入のほうに何かどこかあったのかな、なかったのかな。なかったような気がするのだけれども、これはフードバンク、子供のあれではないですが、こういった、トンネルか何かで行くものなのか、直接佐渡市が出していくことなのか、国庫支出金になっていますから、その辺ちょっと教えてください。

それと、もう一つは学童保育の関係です。待機者もいるということで、これで解消できるのでしょうか。何人分なのでしょう。雑入の中で利用料の分があったから、何人分というのは雑入にはあったのだらうと思うのですが、待機者がいるという、利用できない方がいるというのは議会では常識になっているのだけれども、その辺が解消できるものかどうか。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

まず、フードバンク事業ですが、歳出のほうで活動支援費ということで50万円、歳入のほうに、11ページのほうに生活困窮者就労支援事業というところ、そこに4分の3ということで37万5,000円計上させていただいております。

学童保育のほうにつきましては、今回の補正予算で申請期限内に申請された方は全て受入れできるということで、現在残り8人の方が調整中ではございますが、申請期限内の申込みについては全て受入れできるという調整をしております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） そうすると、フードバンクのほうですが、直接国の制度か何かに申請をして、やっている事業者というか、やっている団体が、トンネルとは言いませんが、来るようなものなのか。これ1事業者だと思うのですが、何団体でしょうかというのが1つ。

もう一つ、放課後児童クラブの関係ですが、そうするとまだ、あと残り8人という言い方をされましたが、今後夏場にいくともっと増えるという理解でいいのですか。夏休みの関係でいつもピーク時はあふれるわけですね。その辺の見通しはどうですか。そうすると、また同じようにこういった形で、今から補正を組んでおかないといけないのではないですか。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

フードバンクにつきましては、1団体でございます。

学童保育につきましては、夏休み期間の長期休暇の利用も申込みを受けた状態で、現在8人の方を調整しているということでございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 15ページの2つの事業についてお伺いします。

1つは、交通安全対策事業です。これ初めて自転車のヘルメット購入促進ということで、国からも30万円、一般財源からも30万円という形で補助金が出ると。この60万円の補助金を何人分、そして補助率何％で上限何円なのかと、まずこの金額に関することを御説明お願いします。

もう一つは、その1つ下にあります世界遺産登録記念事業です。これは、丸々一般財源で約655万円計上されていますけれども、これはあくまでも登録されたら記念事業ということですが、この約655万円、そのうち庁用器具の購入費というのがかなりを占めています。この庁用器具の購入費というのが一体何なのかということ。

まず、この金額についてそれぞれ御説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

交通安全のヘルメットの助成事業でございます。これにつきましては、新潟県が補助事業を創設しました。市町村が補助するものに対して、2分の1の助成をするという形でございます。制度の内容としましては、18歳までを対象にしまして、上限を2,000円という形で設定をしております。300名分を見ておるという形の中で60万円で、半分が県の補助金で30万円というところでございます。

○議長（金田淳一君） 小林観光振興部長。

○観光振興部長（小林大吾君） 御説明いたします。

庁用器具の購入費につきましてははもろもろございますが、主に小千谷市から寄贈されるコイの水槽の購入費等々となっております。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） すみません。コイを買うわけではなくて、世界遺産登録に踏まえて小千谷市との連携の中で金と銀のニシキゴイ、今新潟の文化の象徴にもなっているわけでございます。この文化の象徴とも言えるニシキゴイを金と銀でぜひ佐渡へ寄贈したいというふうに宮崎市長からお言葉をいただきました。

た。その上で、コイ自体は寄贈していただくのですけれども、それをしっかりと飼うというのですか、お客様に見ていただく。その中で佐渡の金山、そして新潟のニシキゴイ、やっぱりこういうものの全体がインバウンドも含めて発信ができると。そのような連携も含めて、我々としてはその水槽のほうをセットしなければいけないということで、今2か所程度ということ考えているところでございます。その庁用器具でございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） まず、ヘルメットのほうです。ちょっと18歳未満ということで対象が限られて、これは県がつくった補助事業だということで、佐渡市として特に何をしたいということはないかと思うのですけれども、既にもうほとんどのお子さんたちがつけているのではないかと思うのです。果たしてこれ300名の需要があるのか。持っている子に対しては、何ももちろんないわけです。これから購入するという人たちが300名ほど見込まれていると、こういうふうを考えるのかと思うのですが、せっかく県と佐渡市で両方合わせて60万円出すというときに、上限2,000円で果たしてどれだけのものが買えるのかなと。私は、この予算を使うのであれば上限2,000円ではなくて、そこはもう少し考えるべきかなというふうに思いますが、この申込方法と、それから期間あるいは選定の方法、これはどのようになっているのでしょうか。

あと、もう一つ、世界遺産登録記念で小千谷市から頂けるって本当にありがたい、登録しなくてもこれを頂けるとするのは本当にありがたいなと思います。これは、登録がなくても何らかの形できちんと、ずっとこれからこのコイを大切にすると、そういう趣旨で頂くということでおおむね理解していいですか。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 先に小千谷市とのお話についてでございます。小千谷市からも、登録いかににかかわらず、佐渡の文化遺産、価値はしっかり認められているわけでございますので、この文化というつながりでぜひ連携も含めて取り組んでいきたいというふうにお話を伺っておりますので、我々もこの大きな世界遺産という取組の中で、この価値が認められている中で、他の市町村も含めて様々な形で新潟を元気にしていく、その拠点に佐渡がなると、やはりそのようなプライドを持って取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

2,000円が少ないという御指摘でございますけれども、ヘルメットについては値段のほうが大分幅がございます。最低限度のものであれば四、五千円で購入ができるという前提の下、新潟県の制度に合わせて佐渡市のほうもというところでございます。周知の方法につきましては、この予算を可決いただきましたら、この後市民の皆様募集をかけ、申請をいただいて、助成の形を取っていくということでございます。おっしゃられましたとおり、既に購入済みの方には行かないわけですが、この後につきましては、やはりこの制度が始まったのは新潟県のヘルメットの着用率が非常に低いということから、新潟県がそういった助成制度を考えたものでございますので、ぜひとも佐渡市の中でもこの制度を生かしていただきまして、ヘルメットの着用率が上がるというところでお願いしたいと思っております。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君、3回目です。

○13番（荒井眞理君） そうしましたら、ヘルメットのほうですけれども、通学用はほとんど皆さん持っていらっしゃると思います。先ほどから言っているように、せっかく60万円の予算を取りますから、着用率が低いというのは通学のときは必ず着用している。これをこれ以上上げるというのは多分あまり数値的には効果がないかなと思うので、ふだん学校に行くときではないときには学校に行くときの通学用のヘルメットは嫌だとか、分かりませんが、ほかのヘルメットをもう一つ買いたいというところにもぜひ適用して、これだけ予算を持っているので、今申込方法についてはあまり詳細をお答えいただけませんでしたが、通学用に限らずに、ともかくいつでも着用率を上げると、こういう目的でこの予算を使い切っているというふうに理解してよろしいですか。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 募集の関係でございますけれども、実際に通学用であるとか、そういった分けというものはするつもりはなく、ヘルメット、自転車に乗るときに着用いただくという形の中で募集をかけていきたいと思っております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

2 款総務費及び 3 款民生費についての質疑を終結いたします。

次に、4 款衛生費及び 7 款商工費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

4 款衛生費及び 7 款商工費についての質疑を終結いたします。

10 款教育費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） ちょっとうまく読み取れないので、教えてください。

歳入のところで不登校児童の早期発見の委託金、それが1つと、部活動の地域移行についての実証事業の委託金があるわけなので、これはどこに入っているというふうに見たらいいのでしょうか。歳出に。当然入りがあれば、歳出があるわけだから、この教育費の中にあるわけだから、不登校児童のところあたりにさっき言った前段が入るだろうし、文化のやつはどこに入るのだろうかかなということです。

それと、もう一つは細かくてあれですが、図書館の関係で、今この時期に管理費として庁舎の器具の購入といって何を買うのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

歳入のところでございますけれども、不登校の歳入のところにつきましては、歳出のほうに不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業ということでのせさせていただきますが、これでございます。委託費ということになってございます。部活動のほうも歳入のほうにございますけれども、実際にはこれ当初終わった後に文化庁のほうから委託もらえるということが決定いたしましたので、今回のこの補正で歳入として入れさせていただくというものでございます。歳出については、当初のほうに入れさせていただい

ているところでございます。

図書館のほうでございますが、内容につきましてはエアコンの買い換えということでございます。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 今のページ、不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業と、これ読んだときに不登校の子供の早期発見はちょっと日本語としておかしいのではないかなと思ったのです。それよりも、これ早期発見ではなくて早期予防と、早期支援のほうが適切かなと思うのですが、この早期発見というのはどういう意味なのでしょう。御説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業というところは国のほうの事業の名称でございますので、そのように使わせていただいております。具体的な中身につきましては、日々の子どもたちの心身の状態、これをやはり定期的に観察等をして、心の変化、これがあったら直ちに支援のほうに生かしたいということで、今1人1台タブレットございますので、この中に心の健康アプリというものをちょっと導入して支援のほうに生かすというような実証事業でございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） これ該当するお子さんたちから見たらあまり気分のよい名称ではない、これは国がそう決めたということですので、ちょっとここで名前変えませんか、もちろんそういうような提案はできないと思います。ただし、この文言をこのような形でこれから佐渡市で説明をするときに常にこれを使うということについては、少しどういう形でか議論が要るのではないかなと。いや、ここで何も決着はつきませんけれども、この文言で適切だと佐渡市も思いますということなのか、そこだけ最後お願いします。

○議長（金田淳一君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

あくまでこれは事業の名称でございますので、実際にはアプリを早期発見、早期支援アプリとか、そういう名前にするわけではございませんので、そこは子どもたちにも分かるように、例えば心の健康アプリですとか、そういった名称のほうはこちらのほうでもしっかり考えていきたいというふうに思っております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

10款教育費についての質疑を終結いたします。

以上で議案第73号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についての質疑を終結いたします。

議案第74号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 同じく議案第75号も関わるのですが、今ワイドショーやテレビでも大問題になって

いるマイナ保険証の関係のシステム改修なのだろうと思うのですが、国民健康保険の加入者が大体1万3,000人ぐらいでしょう。後期高齢者も約1万3,000人でしょう。何でこんな額が違うのでしょうかということをお尋ねしたい。国と県がそっくり持つのはいいのだけれども、どうなのか。

それと、もう一つはこの予算との関係ですが、マイナ保険証の関係の周知を佐渡市はやっているのでしょうか。つまりマイナ保険証そのものは強制ではありませんし、任意です。今お医者さんに行ったら受けられなかったとか、いろいろワイドショーでもやっているのだけれども、その辺どうなっているのか。とりわけ重ねて聞けば、佐渡市の今マイナ保険証の利用率や取得率はどうなっているのか。今連日やっているように、オンラインではないと駄目だから、マイナ保険証と資格確認書を持っていくのがいいよというのも推奨されているが、そういったことも含めて、高齢者の多い島ですから、やっぱりきちんと周知していかないと。今テレビでわあわあ、わあわあ騒いでいるものだから、佐渡市はマイナ保険証というのは一体どうなのだろうという不安の声も私はあるように思うのですが、その辺全体として教えてください。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

まず、金額の違いにつきましては、国民健康保険のほうはシステム改修が入っておりますし、後期高齢者医療のほうは入っていないというところでの金額の違いになります。

それから、周知の方法でございますけれども、私どもこの後7月の保険証の発送の際に、やはりこのマイナ保険証を使うメリットですとか登録申請方法というようなものを記載したチラシを同封させていただきまして、その上で市民の方々に御利用をいただくということを考えております。

それから、マイナ保険証の登録率につきましては、国民健康保険ですと約51.38%、それから後期高齢者医療だと36.18%というところが現在の状況でございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） マイナ保険証の周知の関係ですが、ぱっとネットで見てもほかの市町村は4月の段階でこうなりますよと。先ほど市民生活部長言いましたけれども、7月に保険証を発行するのですね。12月いっぱい保険証は廃止になるので、資格確認書を無条件に配るのだろうというふうに私は思っていたのですが、7月に保険証を出すわけね。一回出して、12月になったら資格確認書を無条件に皆さんに出すという理解でよろしいのですか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

現在使用していただいている保険証が7月末ということで更新時期が明記してございますので、こちらのほうを一度発行させていただきます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） そうすると、そのときに資格確認書も一緒にやれるような方式にしたほうがいいのではないですか。二度手間で金がかかるばかりでしょう。なおかつこれは、国がしっかり予算をつけるのかどうなのかもよく分からない。資格確認書は今のところ5年間有効だというふうに今のところ言われている、当面の間という言い方しているのだけれども、さっきもちらっと言いましたが、他市はもう4月の段階でマイナ保険証がこうなりますよ、資格確認書はこうなりますよというのがネット検索してもすぐ出

てきます。何か一生懸命マイナカードを進めている佐渡市だけが何か遅れているような気がするので、これは今武見厚生労働大臣もマイナ保険証の強化月間だといってやっているわけでしょう。これだけ不安のあるときに、保険証の発行を待たずして、あなた方はラインとかお得意ではないですか。やっぱり周知する必要があるのではないですか。マイナ保険証がなくても受けられますよ、5年間は少なくとも現時点では大丈夫ですよというようなことも含めてやるべきなのではないのですか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

私もこの4月から参りまして、その辺のところは担当のほうに確認をしましたけれども、やはりシステムの改修が必要になることと、国のほうでもいろいろ問題になっておりますが、個人のひもづけの問題とか、そういったところをきちっとやっていくために資格確認書を発行し、その上でマイナ保険証を発行するという、ちょっと2段階にはなりますが、そのような手続を取らせていただくということです。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第74号についての質疑を終結いたします。

議案第75号 令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。
質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） これ加入者情報をどうやって、何をやるのですか。加入者情報を送るというのでしょうか、これ。私の個人の加入者情報の何を送るのか。今個人情報というのは非常に重要なので、その辺ちょっと。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

現在は、カードの番号の下4桁というふうに聞いておりますけれども、そういったものをお送りして、確認をして、間違いはないですかということを確認するものというふうに承知しております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） そうすると、これは本人がやるのですか。75歳以上の後期高齢者の方が私のマイナンバーはこうですよと、下さいとあなた方が送るのですか。マイナンバーカードというのは、人に見せてはいけないものと私教わったものですから。アメリカの社会保障カードは持ち歩かないでくださいというぐらい重要なものなのだけれども、ちょっとどういうことなのですか。分からない。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明します。

すみません。今、後期高齢者医療の特別会計の関係なので、後期高齢者のほうは広域連合のほうで現在マイナンバーのデータ等のひもづけが完了しておりますので、今回の保険証発行時に保険の通知を出すということなので、資格確認書のほうの送付については後期高齢者医療広域連合のほうから出るようになります。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） いや、私が聞いたのは、ここに書いてある、あなた方の提案理由の説明にあるマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う加入者情報の発送、その加入者情報は一体何だと聞いたらマイナンバーカードがどうのこうの、下4桁というから、加入者情報は一体何なのですかと聞いているのです。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明します。

マイナンバーカードの番号で下4桁、全部ではなくて下4桁というところを御通知を申し上げて、確認をしていただくというふうに理解しております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第75号についての質疑を終結いたします。

議案第76号 令和6年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。
質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） インフレスライドによる増嵩の見込みというのですが、一体何%ぐらい上がったのですか。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

今回の補正予算は、3,055万円の増額で5.1%の増で計上させていただいております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第76号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第68号から議案第76号までについては、お手元に配付した委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6 請願第1号、請願第2号、陳情第6号から陳情第10号まで

○議長（金田淳一君） 日程第6、請願第1号、請願第2号、陳情第6号から陳情第10号までについてを議題といたします。

本案については、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管する常任委員会に付託をいたします。

日程第7 発議案第9号

○議長（金田淳一君） 日程第7、発議案第9号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につ

いてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤孝君。

〔18番 佐藤 孝君登壇〕

○18番（佐藤 孝君）

発議案第9号

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年6月14日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者	佐渡市議会議員	佐 藤	孝
賛成者	〃	山 田	伸 之
	〃	中 川	直 美
	〃	坂 下	善 英
	〃	荒 井	眞 理
	〃	山 本	健 二
	〃	坂 下	眞 斗

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐渡市議会委員会条例（平成16年佐渡市条例第328号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「7人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本案は、議会運営委員の定数を定めるものであります。提案理由。会派の設立に伴い、議会運営委員の定数を定めるものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りいたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第9号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

発議案第9号は原案のとおり可決されました。

本案により1名増員されました議会運営委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において佐藤定君を指名いたします。

○議長（金田淳一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時06分 散会